

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を二〇二二年一月一〇日に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第三十三号

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十一年半田市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削る。

別表農業委員会の委員の項を次のように改める。

農業委員会 の委員	会長	月額 年額	二五、三〇〇円 国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内 で、農地利用の最適化に係る活動（以下「活動」と いう。）の成果に対して一月当たり七、〇〇〇円以 内で市長が規則で定める額（以下「成果報酬額」とい う。）及び活動に対しても一月当たり一五、〇〦〇円以 内で市長が規則で定める額（以下「活動報酬額」とい う。）を合算した額
	副会長 委員	月額 年額	二二、一〇〇円 成果報酬額及び活動報酬額を合算した額
別表特別土地保有税審議会の委員の項、青少年問題協議会の委員の項及び市長特任顧問の項を削り、同表プロジェクトリーダーの項を次のように改める。	月額 年額	二一、〇〇〇円 成果報酬額及び活動報酬額を合算した額	

別表農地利用最適化推進委員の項を次のように改める。

農地利用最適化推進委員	月額 二、〇〇〇円
年額 成果報酬額及び活動報酬額を合算した額	

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。